

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



こんにちは、村長の宮城 功光です。
 農業委員会および農家の皆様へ、本村の行っております農業振興に対しご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。
 さて、これまでの農業委員会は農地の保全および集約化に向けて頑張っておりましたが、今後とも更なる農地の活性化、農家の地位向上のために邁進していただきますようお願い致します。
 農家の皆様へは大変厳しい環境での農業経営ではありますが少しずつでも頑張っただけで確実にもうかる農業を進めていただきたいと思います。
 私は、本村のように狭い農地で所得を上げていくにはブランド化する以外にないと考えています。そのために行政としては様々な面で精いっぱい支援していきたいと思っております。
 これから暑くなってまいりますのでお体に気をつけて農作業に頑張ってください。



平成27年4月1日より、産業振興課長・農業委員会事務局長を兼務することになりました、大城武です。農用地の有効活用、農地保全に努め安心して農業のできる環境作りを推進していきます。

農業委員会 事務局長 大城 武



皆さま、初めまして！平成27年4月1日付けで農業委員会、事務局係長を拝命した住 秀和です。よろしくお願い致します。
 前年度までは2年間産業振興課で農政係を担当し、担い手育成、畑作物・園芸作物振興を行ってきました。
 今年度からは農業の基礎となる農地について関わることになります。初めての職務でありますので、農業委員及び事務局長に迷惑をかけないように頑張っていきます。
 また、農家の皆様もご指導よろしくお願い致します。

農用委員会事務局 係長 住 秀和

農業委員会 事務局



農業委員会 会長
前田 貞夫



事務局
島袋 真奈美



事務局
渡部 京子



平成27年 5月 1日(金)
 編集・発行 大宜味村農業委員会
 ☎0980-44-3477

農業委員会 5月予定表

日/(曜日)	内 容
12日(火)	各種申請締切日
18日(月)	執行部会
27日(水)	第9回農業委員総会

全国農業新聞

購読料：月額600円
 年間購読7,200円
 発行：毎週金曜日
 申込み：農業委員会事務局

堆肥購入補助金

堆肥購入補助金の内容が変わります

大宜味村農業振興補助金の改正について

平成27年4月1日より有機肥料購入補助金の補助対象者及び補助率が下記のとおり変更になります。

- 1、補助対象者
大宜味村に住所を有する方。
- 2、補助率
有機肥料20パーセント補助。
購入の際は、念のため身分証明書をご持参下さい。

お問い合わせは、大宜味村役場 産業振興課
 TEL 0980-44-3232

「全国農地ナビ」稼働

ネットで農地情報提供

全国農業会議所が運営する「全国農地ナビ」が4月1日より稼働した。インターネットを通じて、市町村農業委員会の保有する全国各地の農地情報を地図上で視覚的に閲覧できる。パソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットでの閲覧も可能で、誰でも無料で利用できる。
 閲覧にあたっては、地域を選ぶ「地図検索」や「所有者が貸したい農地」といった「条件検索」も可能。地図上で情報を知りたい農地のピンクをクリックすると、所在・地番・地目のほか、賃貸権などの種類・在続期間、遊休農地かどうかなどの情報が表示できる。
 新しく農業を始めたい人や農地の規模拡大を考える人に活用され、農地の有効利用の促進が期待される。

(全国農業新聞掲載)
 H27年4月10日(金)

第15期 第8回総会議題結果報告 (平成27年4月27日開催)

議案番号	件 名	件数	可・否
議案第18号	非農地証明について	2件	可
議案第19号	基盤強化促進法に基づく 利用権設定について	3件	可
議案第20号	農地法第3条の規定による 許可申請書について	3件	可



検索した結果の画像



農業委員会活動風景



中間管理事業を交えて
打ち合わせ



執行部会



青年農業者と産業振興課が連携



申請農地を総会前に各担当区の委員が調査



農業委員総会



産業振興課・赤土協議会・農業委員会
27年度 顔合わせ



農家さん紹介コーナー



今月ご紹介する農家さんは、山城茶園の山城 勝則さん 米子さんご夫婦です。

栽培：茶

品種：さえみどり

面積：1,500坪

今年が一番茶を、3月31日と4月1日に摘み取りました。

寒さで昨年より1週間程摘み取りが遅れましたが、生葉の収穫量は例年通りの収穫ができました。

苦味や渋味が少なくいので、程よい飲みやすさが味の特徴です。天候・湿度等の条件を見極めながら、さえみどりの特徴を最大限に引き出し同じ味作りが出せるように細心の努力をしています。無農薬で育てるだけでなく、肥料も酵素等自然のものにこだわっています。



4月4日の琉球新報に紹介されました。



平成27年度 就農サポート講座研修募集

目的

就農を予定している他産業従事者やUターン青年等を対象に、農業に関する基礎的な知識及び技術を習得できる講座制研修や農作業の体験研修を実施する。

- 募集コース： 野菜・花き・果樹コース、肉用牛コース
- 研修場所： 沖縄県立農業大学校(名護市大北1-15-9)
- 農家研修： 農業生産法人等
- 募集期間： 平成27年6月10日(水)～7月10日(金) ※必着
- 実施期間： 平成27年8月6日(木)～10月8日(木)
- 農家研修： 平成27年10月中旬～11月中旬(うち5日間)
- 応募資格： 県内で就農を予定する者
設定された講座日程に出席できる者
年齢がおおむね60歳未満の沖縄県在住の者

応募方法等、詳細については沖縄県ホームページで確認を願致します。

アクセス方法

【沖縄県ホームページ】→【組織で探す】→【農林水産部 営農支援課】→【就農サポート講座】

農地法

シリーズ
No.2

第一章 総則(定義)

第二条

この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族(次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む)並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその子の二親等内の親族をいう。

- 一、疾病又は負傷による療養
- 二、就学
- 三、公選による公職への就任
- 四、その他農林水産省令で定める事由

この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一、その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。)であること。

二、その法人の組員、株主(自己の株式を保有している当該法人を除く。)又は社員(以下「構成員」という。)は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること(株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)、持分会社にあつては、次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者の内当該政令で定める者以外の数が社員の総数の四分の一以下であるもの)

次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)、持分会社にあつては、次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者の内当該政令で定める者以外の数が社員の総数の四分の一以下であるもの)